

「新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金（理美容所）」 Q & A

令和2年7月10日

Q 1. 複数の事業所を開設していますが、それぞれの事業所に対して10万円をもらうことはできますか？

A 1. 対象要件にすべて該当する事業所ごとに支援金10万円をお支払いします。ただし、理容師法および美容師法に基づく事業所を同一の場所で開設しており、専用の作業場を共用している場合（重複開設）は、1つの事業所とみなします。（Q 1 参考図に例示）

Q 2. 出張理容及び出張美容を行っていますが、支援金の申請を行うことはできますか？

A 2. できません。事業所が対象となるため、出張理容及び出張美容は交付対象に含まれません。

Q 3. 保健所に届出を行わず、理容所（または、美容所）を移転していましたが、支援金の申請を行うことはできますか？

A 3. 令和2年7月9日時点で、開設の届出に記載されている場所で理容所又は美容所の営業を行っている事業者が交付対象となるため、保健所に届出を行った理容所又は美容所の所在地と相違している場合には交付金申請はできません。

なお、開設の届出後に保健所に届出を行わず移転していた場合は、すみやかに管轄の保健所に必要な届出を行ってください。

Q 4. 開設届を提出した開設者が亡くなり、相続人が引き継いで事業を行っている場合、申請ができますか？

A 4. 相続により事業継承している場合は、保健所に承継届（相続）を提出したうえで、相続人による申請が可能です。その場合の申請には、承継届（相続）の写し（保健所の受付印があるものに限る）を添付してください。

Q 5. 開設届を提出した開設者が氏名を変更した場合（改姓・改名）や法人が代表者を変更した場合、申請ができますか？

A 5. 管轄の保健所に変更届を提出してから申請手続きを行ってください。その場合の申請には、変更届の写し（保健所の受付印があるものに限る）を添付してください。

Q 6. 申請書が届いたが、既に廃業している場合、どうしたら良いですか？

A 6. 既に廃業されている場合は、下記岐阜県ホームページに掲載された「廃止届」を管轄の保健所に提出してください。なお、廃止をしている事業所は交付対象外となりますので、お手数ですが申請書の上部余白に赤字で「廃止」とご記入の上、同封の返信用封筒で申請書等の書類一式をご返送ください。

※ 岐阜県ホームページ（くらし・防災・環境 → 動物・ペット・生活衛生 → 生活衛生 → 環境営業の手続きについて → 理容業・美容業の手続きについて
https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/dobutsu/seikatsu-eisei/11222/index_5744.html#%E7%90%86%E7%BE%8E%E5%AE%B9)

Q 7. 複数の事業所を開設している場合、まとめて申請することは可能ですか？

A 7. できません。申請する事業所ごとに申請書類をご提出ください。

(申請について)

Q 8. 申請書類はどこにありますか？

A 8. 制度のご案内や申請書は、令和2年7月9日時点で保健所に開設の届出をされている理容所、美容所の所在地あてに郵送しています。

また、申請書は、岐阜県公式ホームページからもダウンロードし、印刷してご利用いただけます。ご自身での印刷ができない場合には、県内の各保健所において受け取ることも可能です。

Q 9. オンラインでの申請は可能ですか？

A 9. できません。郵送による申請のみとなります。

Q 10. 支援金は早く申請しないと無くなってしまうのでしょうか？

A 10. いいえ、そのようなことはありません。申請期限である令和2年8月20日（木）までに申請書を提出いただければ支援金の支給対象となります。期限内の提出をお願いします。

Q 1 1. 「交付申請書（別記様式 1）」の「住所」欄について、個人事業主の場合は事業所の所在地か自宅の住所かどちらの住所を書けばよいですか？

A 1 1. 事業所の所在地は、【感染防止対策を実施した理美容所】の「所在地」欄にご記入いただきますので、【申請者】の「住所」欄には自宅の住所をご記入ください。なお、「誓約書（別紙 1）」の自署欄も同様に自宅の住所をご記入ください。

Q 1 2. 申請期間を過ぎてしまいました。遡っての申請は可能ですか？

A 1 2. 遡っての申請は一切受付しません。申請期限（令和 2 年 8 月 2 0 日（木）消印有効）を過ぎて提出された書類は全て返送いたします。

Q 1 3. 支援金の支給を受けた場合、課税対象になりますか？

A 1 3. 支援金については、事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象となります。

ただし、支援金の支給額を含めた 1 年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字になる場合等、税の負担が生じないこともありますので、詳細についてはお近くの税務署へお問い合わせください。

（添付書類について）

Q 1 4. 本人確認書類としてマイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出して良いですか？

A 1 4. マイナンバーカード（個人番号カード）をご提出いただく場合は、表面（顔写真が入っている面）のみコピーしてご提出ください。

「マイナンバー（個人番号）が記載された裏面」または「通知カード」は提出しないでください。

Q 1 5. ゆうちょ銀行を振込先口座とする場合、「交付申請書（別記様式 1）」にどのように記載すれば良いですか？

A 1 5. ゆうちょ銀行の通帳見開き下部に記載されている振込用の店名、預金種目、口座番号をご記入ください。

「交付申請書（別記様式 1）」の【振込先口座】の「支店名」欄に「店名（漢数字）」、「預金種別」欄に「預金種目」、「口座番号（右詰め）」欄に「口座番号（7 桁）」をご記入ください。

Q 1 6. 通帳の写しはどの部分をコピーすれば良いですか？

A 1 6. 口座名義と口座番号が記載されているページをコピーしていただき、提出してください。

Q 1 7. 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なっても良いですか？

A 1 7. 本人確認ができませんので、受け付けることができません。

Q 1 8. 法人口座がない場合、代表者個人名義の口座を振込先として良いですか。

A 1 8. 法人口座がない場合は代表者の口座に振り込みをさせていただきます。(添付していただく登記簿謄本で法人名・代表者名を確認します。)

Q 1 9. 誓約書は自作のものでも良いですか？

A 1 9. いいえ。必ず別紙1の「誓約書」をご利用ください。なお、誓約書の最下部にある申請者住所、申請者氏名などの欄は、必ず自署でお願いします。(ゴム印等不可)

(その他)

Q 2 0. 申請してからどのくらいで支援金は振り込まれますか？

A 2 0. 適切な申請書を受領してからおおよそ1か月以内に交付決定を行い、お支払いします。

なお、申請書及び添付資料に不足や不備があり、内容の確認または書類の再提出が必要となった場合は、支払いまでにさらにお時間をいただくことがあります。

迅速な審査を行うためにも、送付前に申請書類に記入漏れや書類の不足等がないか、今一度ご確認いただきますようご協力をお願いします。

(Q 1 参考図)

同一開設者が同一所在地で理容師法と美容師法に基づく届出を行っている場合における申請可能な事業所数について

重複開設の場合

理容所及び美容所を同一の場所で開設しており、専用の作業場を共用している場合、1つの事業所とみなす。



【重複開設が認められる条件】

- ・ 理容所及び美容所に必要な衛生上の要件を満たすこと
- ・ 理容師及び美容師双方の資格を有する者のみからなる事業所

併設開設の場合

理容所又は美容所が別個（隔壁等により区分されている）に設けられている場合は、それぞれを1事業所とみなす。（計2事業所）

